

地方自治法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例に関する事項

地方自治法第二百五十二条の二十六の四第一項第二号の事務処理の調整の指示の対象となる事務は、法律又はこれに基づく政令により一部の市町村が処理することとされている事務とすること。（第百七十四条の四十九の二十関係）

第二 地域の多様な主体の連携及び協働の推進に関する事項

地方自治法第二百六十条の四十九第六項の規定による随意契約は、指定都市の締結する同項の委託に係る契約が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第四条に規定する特定調達契約に該当するときは、同令第十一条第一項各号に掲げる場合に該当するときに限り、これによることができるものとする。（第百七十九条の二関係）

第三 施行期日

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）の施行の日から施行するものとする。（附則関係）